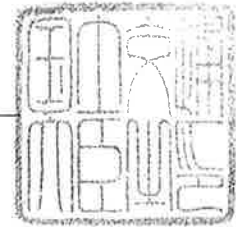


国海員第 4 2 2 号  
平成 3 1 年 2 月 7 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣  
石 井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 2 2 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
関東夕又株式会社	神奈川県横浜市神奈川区子安通三丁目359番地6
東福汽船株式会社	広島県尾道市東御所町9番1号